

江東区行政財産使用料条例第2条に規定する使用料の算定及び第5条に規定する使用料の減免について（依命通達）

平成18年3月20日

17江総経第488号

今般、公有財産管理運用委員会及び財産価格審議会（以下「委員会等」という。）を効率的に運営するために審議事項が明確化され、軽易な行政財産の使用許可については、委員会等へ付議することなく所管部長権限で使用料を決定し、使用許可をすることができるようになった。

については、所管部で判断に困惑することなく、事務が滞りなく執り行われるために必要があるので、別紙のとおり使用料の算定基準及び減免基準を定め、平成18年4月1日より実施する。

関係職員に周知徹底のうえ、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

この旨命により、通達する。

別紙

1 使用料算定基準（江東区行政財産使用料条例（昭和41年7月江東区条例第18号。以下「行政財産使用料条例」という。）第2条）

(1) 江東区都市公園条例（昭和52年6月江東区条例第13号。以下「都市公園条例」という。）を準用して算定するもの

江東区内にある財産を使用する場合で、次の用途で使用するとき。

電柱、支柱、支線、自立柱、各種アンテナ、公衆電話室、ガス管、気象観測、その他都市公園条例で規定するもの

(2) 江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和28年6月江東区条例第7号。以下「道路占用料等徴収条例」という。）を準用して算定するもの

(1)に該当しないもので、道路占用料等徴収条例で規定するもの（例：多回路開閉器）

(3) 電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）を準用して算定するもの

江東区外にある財産を使用する場合で、電柱等を設置するとき。

(4) 上記(1)から(3)までに該当しない場合は、経理課管財係が個別事情を勘

案の上、行政財産使用料条例の規定に基づき算定する。

2 使用料減免基準（行政財産使用料条例第5条）

	100パーセント 減額	50パーセント減 額	30パーセント減 額
1 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき	① 警察、消防等、治安や防災に関わるもの	① 公共団体単独の事業のため使用する場合	
	② 公共基準点等の施設を設置する場合	② 国の単独事業の用に供する場合で、区の事情により国の負担が著しく増えるとき	
	③ ライフラインを設置する場合		
	④ 電波障害防除施設を設置する場合		
	⑤ 使用が区の利便性の向上につながる場合		
2 区の指導監督を受け、区の事務・事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務・事業の用に供するため使用するとき	① 区が補助金を交付している団体が使用する場合	① 区が出資している団体が、区の発展を促す事業のため使用する場合	

3 その他	① 社会福祉協議会又は職員互助会（同種のものを含む。）が、職員又は施設利用者のため低廉な価格で飲食物を提供するため、自動販売機を設置するとき	① 区の文化振興に寄与するもの	① 飲食施設を設置する場合で、施設評価額の割には利用者の利用頻度が低い施設を使用するとき
	② 職員互助会が、飲食施設を設置するとき	② 職員組合の事務室	② 公共輸送機関の用に供する場合
	③ 福祉事業の用に供する場合		
	④ 当該施設を運営するために必要な設備を設置する場合		
4 上記 1 から 3 までに該当しない場合は、経理課管財係が個別事情を勘案の上、行政財産使用料条例の規定に基づき決定する。			